

（附名）

計画の認定の取消し、同項の規定による無総局の免許等の取消し、若しくは第三十九条の十一第二項（第四十二条の二、第

指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、七

三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機

免許の取消し 同項の規定による開設計画の認定の取消し

規定による登録に係る無終局の開札の禁止若しくは登録局の開札の開札、第七十六条の三第一項の規定による無終局の開

免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

免許 第九條第一項の規定による工事設計変更の許可 同条
第四頁 告示は第一七条第一項の見三二による無泉掘の目的、

の變更の認可 第二十七條の五第一項の規定による特許の無効の目的の
許、第二十七條の八第一項の規定による特許無効の目的の

② 略

① 総務大臣は、事務局が他の事務局の運用を監督し、且督するものとする。

かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造され、又は改造され

持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製

② 略、改正後の③

(報吉の故又)

美 國 經 濟 學 家 的 經 濟 學 說

（以下「特定不法開設局」という。）が著しく多数であると認め

るものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。）が広く販

を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備とし

(五)

② 第一〇三卷
寺宣四

を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間

てあつて總務省令で定めるものを使用するものに限る）を開設する者は、法令で定むる無票局の百から幾多の間に、その者の

是、その前日）見主において開設してゐる当該寺定免許等不要
請等不要届に係る添付日に該当する日（該当する日がない場合は

出で、電油と月料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内、当該届出の一年の期間について、

限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して

許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機

④ ⑫
(主各) (時)

事務(第三号に定めるものを除く。)

[illegible]

よつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する外国の

④ 第一号

開設した。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規

(四)

二十五—二十七（略、改正後の二十六—二十八）